

補助金申請等に必要書類

【印鑑について】

- **全ての書類に同じ印鑑（申請者本人のもの）を使用してください。**
- 認印でもかまいませんが、シャチハタは不可です。

【補助金申請書類】

□ 補助金交付申請書（第1号様式）

- ・「日付」は空欄のままとし、受付時に記入していただきます。
- ・「申請者の住所」は住民票と同じ表記としてください。
- ・設置住宅が共有となっている場合、「所有者名」は共有となっているすべての方の氏名を記入してください。
- ・「公称最大出力の合計値」及び「補助金の申請金額」の欄は空欄のままとし、受付時に記入していただきます。
- ・「工事施工会社」は、添付書類の工事請負契約書と同じ事業者となります。

□ 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

- ・収入印紙が貼り付けられているもの。

□ 申請者本人の住民票

- ・お手数をおかけしますが、**原本（申請者本人のもの）**をご提出ください。
- ・発行後3ヶ月以内のもの。
- ・新築などにより、電力会社からの「受給契約確認書」の写しに記載された受給地点と申請者の現住所が異なる場合、これらの所在地が同一であることを証明する書類が必要となります（下記）。

○受給地点と現住所が同一であることを証明する書類

- ①住所の異動を行っていない場合は、住所異動後の住民票をご提出ください。
- ②住居表示実施区域への新築の場合、住所付番通知の写し等もご提出ください。

□ 設置カラー写真

- ・全ての太陽電池パネルが写っているもの、住宅全体が写っているもの、各1枚以上をご提出ください。
- ・太陽電池パネルを増設した場合には、増設したパネルの位置が分かる写真をご提出ください。

□ 住宅の所在を示す地図及び設置場所付近の見取り図

□ 対象システムの設置に係る「領収書」及び「内訳書」の写し

- ・「領収書」など、申請者が補助対象経費を支払っていることが確認できるものをご提出ください。
- ・補助対象経費となる項目を確認するため、支払金額の「内訳書」も添付してください。

さい。

- ・領収書の金額が見積書と同額の場合、見積書に記載された内訳でも可です。
- ・「内訳書」を新たに作成する場合は任意様式でも可です（参考様式は市ホームページからダウンロードできます）。

□ 電力会社からの「電力受給契約確認書」の写し

- ・電力受給開始日が補助金の申請年度と同じ年度の4月1日～3月31日のもの。
- ・増設の場合には、電力受給契約の変更日が申請年度と同じ年度の4月1日～3月31日のものである必要があります。

□ 対象システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し

- ・「出力対比表」または「単線結線図」（※）の写しをご提出ください。
※「単線結線図」…電力会社へ提出した「再生可能エネルギー 低圧系統連系・電力売電申込書」に添付する「PCS様式1『1. 単線結線図』」

□ 建物の所有者の承諾書（申請者と建物の所有者が異なる場合又は共有の場合のみ）

- ・申請者と所有者が異なる場合（※）、同一家族でも提出が必要です。
- ・共有の場合、共有となっているすべての方の承諾書が必要です。
※申請者が子、住宅の所有者が父の場合 など

□ 市税の納税状況等の調査についての承諾書

- ・氏名の記入は申請者の手書きでお願いします。
- ・納税証明書の提出は不要です。

□ 債権者登録申請書

- ・補助金の交付が決定した場合、振込口座を登録するため、提出が必要です。

□ 振込口座の通帳の写し

- ・口座番号の記入間違いを確認するため、支店名、口座番号が分かる部分の写しをご提出ください。
- ・通帳原本などの目視確認などにより、誤りがないことが確認できれば、提出は不要です。

【補助金請求書類】

□ 補助金交付請求書（第3号様式）

- ・交付決定後、郵送で送付しますので、必要事項記入の上、ご返送ください。
- ・振込口座は、補助金交付申請時に提出した「債権者登録申請書」の口座と同一のものを記載してください（振込口座を変更する場合は、別途手続が必要です）。